

第41号（令和2年7月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】 3
- △ 横浜市工業技術支援センター条例施行規則の一部を改正する規則【経済局工業技術支援センター】 4

[告示]

- △ 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第2号）の要領公表【財政局財政課】 5
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 6
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 16
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】 22
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 23
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 24
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 25

[公告]

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 26
- △ 大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】 28
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 30
- △ 同 【経済局商業振興課】 32
- △ 同 【経済局商業振興課】 33
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 35
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 36
- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【建築局市営住宅課】 37
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 39
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 40
- △ 同 【建築局調整区域課】 41
- △ 同 【建築局調整区域課】 42
- △ 同 【建築局調整区域課】 43

△	同	【建築局調整区域課】	44
△	同	【建築局調整区域課】	45
△	同	【建築局調整区域課】	46
△	同	【建築局調整区域課】	47
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	48
△	同	【建築局調整区域課】	49
△	同	【建築局調整区域課】	50
△	同	【建築局調整区域課】	51
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	52
△	同	【建築局建築指導課】	53
△	同	【建築局建築指導課】	54
【区告示】			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【港南区地域振興課】	55
△	同	【旭区地域振興課】	56
△	同	【旭区地域振興課】	57
△	同	【旭区地域振興課】	58
△	同	【旭区地域振興課】	59
△	同	【旭区地域振興課】	60
△	同	【旭区地域振興課】	61
△	同	【旭区地域振興課】	62
△	同	【旭区地域振興課】	63
△	同	【旭区地域振興課】	64
△	同	【泉区地域振興課】	65
△	同	【泉区地域振興課】	66
△	同	【戸塚区地域振興課】	67
△	同	【港北区地域振興課】	68
【区公告】			
△	徴税吏員証及び市税犯則事件調査吏員証の無効	【都筑区税務課】	69
【交通局】			
△	横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程	【経営管理課】	70
【教育委員会】			
△	横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	【小中学校企画課】	72
△	公印の改刻及び廃止	【総務課】	73
△	職員の懲戒処分	【南部学校教育事務所教育総務課】	74
【市会】			
△	令和2年第2回市会定例会会議事項（第1日）	【議事課】	75
△	令和2年第2回市会定例会会議事項（第2日）	【議事課】	77
△	令和2年第2回市会定例会会議事項（第3日）	【議事課】	78
【職員共済組合】			
△	横浜市職員共済組合組合会の招集	【職員共済課】	83
【その他】			
△	横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について（副市長依命通達）	【会計室会計管理課】	84

規 則

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第62号

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年10月横浜市規則第80号）の一部を次のように改正する。

付則第8項第2号中「100分の5」を「法第2条第4項に規定する災害発生日（以下「災害発生日」という。）における法定利率」に改める。

付則第9項、第15項第2号及び第16項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市工業技術支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第63号

横浜市工業技術支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市工業技術支援センター条例施行規則（昭和39年3月横浜市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

走査型電子顕微鏡によるもの	表面観察		1 試料1 測定点につき	5,700 円
			1 測定点の追加（同一試料に限る。）	
	定性分析	エネルギー分散型分光器によるもの	1 試料1 測定点につき	8,400 円
			1 測定点の追加（同一試料に限る。）	

」

を
「

蛍光X線分析装置によるもの	定性分析	一般的なもの	依頼者による場合	1 試料1 測定点につき	1,600 円
			その他の場合	同	7,600 円
		複雑なもの		同	9,800 円
走査型電子顕微鏡によるもの	表面観察		同	5,700 円	
			1 測定点の追加（同一試料に限る。）		1,600 円
	定性分析	エネルギー分散型分光器によるもの	1 試料1 測定点につき	8,400 円	
			1 測定点の追加（同一試料に限る。）		1,600 円

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 549 号

令 和 2 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) の 要 領 公
表

令 和 2 年 7 月 7 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 2 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第 550 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名 称	所在地
令和2年3月1日	中村歯科医院	港南区上永谷三丁目 33番11号
同	グレースデンタルクリニク横浜分院	青葉区田奈町78番地の20
令和2年4月1日	ふじわら小児科	金沢区富岡西一丁目 68番31号
令和2年4月20日	医療法人社団慈友会 山田内科	港北区新横浜二丁目 2番地の3
令和2年4月30日	薬樹薬局三ツ沢	西区宮ヶ谷47番地の2
令和2年5月1日	アーチクリニック	神奈川区新子安一丁目 33番15号
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町 1番1号
同	カトレア薬局	神奈川区六角橋一丁目 4番3号
同	やまぐち呼吸器内科 ・皮膚科クリニック	旭区東希望が丘105 番地の1
同	東山耳鼻咽喉科医院	磯子区森三丁目19番 27号
同	はまと脳神経クリニック	金沢区富岡西七丁目 19番13号
同	つむらや内科	港北区日吉本町四丁目 25番63号
同	ここクリニック	港北区箕輪町二丁目 7番42号
同	みどり歯科医院	緑区十日市場町844 番地の2
同	あおいクリニック	緑区中山一丁目6番 7号

同	たまプラーザ薬局	青葉区美しが丘二丁目20番地の19
同	田奈駅前ことり内科	青葉区田奈町15番地の4
同	マーメイド歯科クリニック	栄区公田町251番地の6
同	小山台薬局	栄区小山台二丁目41番1号
同	應天堂内科中田町クリニック	泉区中田南三丁目6番1号
令和2年5月11日	たかた整形外科・内科	港北区高田東四丁目22番27号
令和2年6月1日	反町こどもクリニック	神奈川区泉町2番地の4
同	ふくにし薬局白幡店	神奈川区白幡仲町47番25号
同	Myクリニックあらかき医院	神奈川区白幡仲町47番25号
同	馬車道木村耳鼻咽喉科クリニック	中区太田町5丁目61番地の1
同	阪神調剤薬局横浜馬車道店	中区太田町5丁目61番地の1
同	みんなの訪問薬局	港南区下永谷三丁目4番6号
同	高田Ysクリニック泌尿器科・内科	港北区高田東四丁目23番4号
同	セシル皮膚科クリニック	緑区寺山町89番地
同	さくら薬局戸塚店	戸塚区上倉田町1,921番地
同	たき整形外科クリニック	戸塚区吉田町944番地の5
同	おおご泌尿器科クリニック	栄区小菅ケ谷一丁目5番1号
同	調剤薬局マツモトキヨシ本郷台駅前店	栄区小菅ケ谷一丁目5番1号
同	本郷台こどもクリニック	栄区小菅ケ谷一丁目5番1号
令和2年7月1日	医療法人香裕会カトレヤプラザ歯科	中区伊勢佐木町1丁目5番地の4

同	医療法人香裕会アク アポート歯科	都筑区中川中央一丁 目25番1号
---	---------------------	---------------------

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和2年 4月1日	株式会社ア ール・ケア	港南区野庭 町610番地	アール・クラ 横浜	港南区野庭町 610番地
同	有限会社藤 設備	川崎市麻生 区下麻生3 丁目27番29 号	I R I E L I F E 訪問看 護ステーション	青葉区藤が丘 二丁目39番地 の30
令和2年 5月1日	ぶれいぐら んど株式会 社	神奈川区栄 町2番地の 8	おれんじハウ スこども訪問 看護ステーション	神奈川区栄町 2番地の8

横浜市告示第 551 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和2年5月1日	杉山拓也	長者町ビオス整骨院	中区山吹町1番地の7
令和2年7月1日	西村隆輝	西村スポーツ整骨院	鶴見区佃野町35番2号
同	江 嶌 亮	きくな鍼灸マッサージ治療院	神奈川区西寺尾二丁目24番2号
同	悦 美 花	同	同
同	小 室 杏 奈	同	同
同	清 水 恵 里	同	同
同	鈴 木 美 奈	同	同
同	篁 浩 平	ひだまり整骨院	港南区上大岡西三丁目7番26号
同	石 原 庸 光	マッサージレイス治療院保土ヶ谷	保土ヶ谷区天王町1丁目12番地の10
同	玉 田 智 美	訪問鍼灸マッサージKEIRO W保土ヶ谷ステーション	保土ヶ谷区星川一丁目17番2号
同	早乙女雄紀	フレアス在宅マッサージ鍼灸院横浜あさひ	旭区本宿町114番地の5
同	村 田 敦 哉	同	同
同	奥 脇 千 草	訪問鍼灸マッサージKEIRO W磯子中央ステーション	磯子区下町2番40号
同	小 山 朝 弘	金沢区レイディアントアラギ接骨院	金沢区大川7番4号

同	川 寄 聡 士	わかば鍼灸マッ サージ治療院	青葉区田奈町4番 地の1
同	大 村 貴 子	クローバーマッ サージ治療院	都筑区すみれが丘 13番地の6
同	渡 辺 建	さくら鍼灸院戸 塚院	戸塚区吉田町884 番地
同	宮 崎 紫	こころ横浜中央 鍼灸治療院	泉区緑園七丁目6 番地の5
同	村 山 拓 斗	同	同
同	山 川 亮	はるかぜ治療院	川崎市宮前区小台 2丁目9番地の6
同	和 田 智	自由が丘あおば 整骨院	東京都目黒区自由 が丘1丁目9番4 号

横浜市告示第 552 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和2年4月1日	(新)医療法人社団玉喜会横浜つづきクリニック内視鏡内科心療内科内科	都筑区中川一丁目20番18号
	(旧)医療法人社団玉喜会つづき胃腸科クリニック	
同	(新)医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立ステーションクリニック	戸塚区戸塚町16番地の1
	(旧)医療法人横浜柏堤会戸塚共立ステーションクリニック	
同	(新)医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立おとキッズクリニック	戸塚区戸塚町4,253番地の1
	(旧)医療法人横浜柏堤会戸塚共立おとキッズクリニック	
同	(新)医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第1病院附属サクラス乳腺クリニック	戸塚区戸塚町4,253番地の1
	(旧)医療法人横浜柏堤会戸塚共立第1病院附属サクラス乳腺クリニック	
令和2年4月14日	(新)Myクリニック神戸医院	神奈川区六角橋四丁目1番1号
	(旧)神戸医院	
令和2年	(新)共創未来上大岡東薬局	港南区上大岡東二丁目3

4月28日	(旧)上大岡ファーマシー	番11号
令和2年 4月29日	(新)共創未来メデ薬局 (旧)メデ薬局	港南区大久保二丁目7番 18号
令和2年 5月1日	(新)片倉町みみ・はな・の どクリニック (旧)しずか耳鼻咽喉科	神奈川区片倉一丁目16番 10号
令和2年 5月7日	(新)かもめ薬局下永谷店 (旧)ナレッジファーマシー	港南区日限山一丁目57番 40号

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和元年 11月25日	社会福祉法人中川徳生会	都筑区南山田二丁目39番35号	エヌアイ在宅サービスステーション	(新)青葉区市ケ尾町25番地の6
				(旧)青葉区市ケ尾町25番地の7
令和2年 4月19日	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田町2,083番地の1	泉の郷訪問看護ステーション	(新)泉区上飯田町2,079番地の1
				(旧)泉区上飯田町2,083番地の1

横浜市告示第 553 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和2年 5月1日	大 嶋 雄 二	ふたご整骨院	(新)中区日ノ出町1丁目64番地の4
			(旧)中区若葉町2丁目31番地の1
令和2年 5月12日	三 澤 由 子	クローバーマッサージ治療院	(新)都筑区すみれが丘13番地の6
			(旧)都筑区勝田町1, 377番地
令和2年 5月25日	澁 谷 清 浩	指圧・マッサージ澁谷長生治療院	(新)青葉区つつじが丘1番地の14
			(旧)青葉区みたけ台47番地の8

横浜市告示第 554 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所在地
令和元年8月1日	そらまめ歯科医院 m u g i 離宮	鶴見区岸谷一丁目23 番10号
令和元年12月31日	ふれあい調剤薬局綱 島店	港北区綱島西五丁目 2番9号
令和2年2月1日	大石歯科医院	中区蓬莱町1丁目1 番地の1
令和2年3月19日	古川整形外科医院	港北区日吉本町二丁 目59番15号
令和2年3月25日	向井外科産婦人科医 院	南区前里町4丁目10 1番地
令和2年3月31日	岩崎歯科医院	中区本牧町1丁目10 8番地
同	ふじわら小児科	金沢区富岡西一丁目 48番12号
令和2年4月10日	ミネ薬局八景店	金沢区六浦東一丁目 22番19号
令和2年4月19日	医療法人社団慈友会 山田内科	港北区新横浜二丁目 6番地の23
令和2年4月29日	薬樹薬局三ツ沢	神奈川区三ツ沢西町 4番11号
令和2年4月30日	アーチクリニック	神奈川区新子安一丁 目9番17号
同	カトレア薬局	神奈川区六角橋一丁 目4番3号
同	横浜市立市民病院	保土ヶ谷区岡沢町56 番地
同	やまぐち呼吸器内科 ・皮膚科クリニック	旭区東希望が丘105 番地の1
同	東山耳鼻咽喉科医院	磯子区森三丁目19番

		27号
同	はまと脳神経クリニック	金沢区富岡西七丁目 19番13号
同	ゆうきや薬局	金沢区六浦東一丁目 20番20号
同	つむらや内科	港北区日吉本町四丁目 25番63号
同	みどり歯科医院	緑区十日市場町 844 番地の2
同	ファーマシーフォレストたまプラーザ店	青葉区美しが丘二丁目 20番地の19
同	田奈駅前ことり内科	青葉区田奈町 15番地の 4
同	應天堂内科中田町クリニック	泉区中田南三丁目 6 番1号
令和2年5月10日	鈴木整形外科医院	港北区高田東四丁目 1番25号
令和2年5月22日	吉田整形外科医院	西区北幸一丁目 4番 1号
令和2年5月28日	有吉歯科医院	青葉区藤が丘一丁目 28番地の14
令和2年5月29日	ローソクオール薬局三ツ境駅前店	瀬谷区三ツ境 5番地の 14
令和2年5月30日	ミナール歯科	鶴見区豊岡町 18番 1 号

横浜市告示第 555 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和2年 4月20日	根本 温 弥	訪問鍼灸マッサー ージ K E i R O W 横浜中区中央 ステーション	中区蓬萊町2丁目 4番地の5

横浜市告示第 556 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年5月1日	中野博之	金沢区能見台通47番3号	みなも薬局	金沢区六浦一丁目1番6号
同	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤南戸塚薬局	戸塚区戸塚町425番地の1
令和2年6月1日	和气裕之	青葉区柿の木台13番地の32	みどり小児歯科	青葉区桜台2番地の2-3

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年5月1日	中野博之	金沢区能見台通47番3号	みなも薬局	金沢区六浦一丁目1番6号
同	日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	日本調剤南戸塚薬局	戸塚区戸塚町425番地の1
令和2年6月1日	和气裕之	青葉区柿の木台13番地の32	みどり小児歯科	青葉区桜台2番地の2-3

横浜市告示第 557 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 11月25日	社会福祉法人中川徳生会	都筑区南 山田二丁目 39番35号	エヌアイ在宅 サービスステ ーション	(新)青葉区市ケ 尾町25番地の 6
				(旧)青葉区市ケ 尾町25番地の 7
令和元年 12月20日	医療法人横 浜博萌会	(新)戸塚区汲 沢町56番地	訪問看護ステ ーションにし よこはま	(新)戸塚区汲 沢町56番地
		(旧)戸塚区汲 沢町88番地 の1		(旧)戸塚区汲 沢町88番地 の1
令和2年 4月18日	社会福祉法 人誠幸会	泉区上飯田 町2,083番 地の1	泉の郷訪問看 護ステーション	(新)泉区上飯田 町2,079番地 の1
				(旧)泉区上飯田 町2,083番地 の1

2 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 5月1日	有限会社ア サヒ工芸	磯子区栗木 三丁目9番 17号	(新)デイサービ スひまわり	保土ヶ谷区星 川二丁目8番 31号
			(旧)デイケアひ まわり	

3 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成28年	株式会社ゆ	港北区日吉	ゆい青葉居宅	(新)青葉区あざ

6月1日	い	本町一丁目 27番37号	介護支援	み野二丁目12 番地の4 (旧)青葉区荏田 町 1,288 番地
------	---	-----------------	------	---

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年 11月25日	社会福祉法人中川徳生会	都筑区南山 田二丁目39 番35号	エヌアイ在宅 サービスステ ーション	(新)青葉区市ケ 尾町25番地の 6
				(旧)青葉区市ケ 尾町25番地の 7
令和元年 12月20日	医療法人横 浜博萌会	(新)戸塚区汲 沢町56番地	訪問看護ステ ーションにし よこはま	(新)戸塚区汲 沢町56番地
		(旧)戸塚区汲 沢町88番地 の1		(旧)戸塚区汲 沢町88番地の1
令和2年 4月18日	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田 町 2,083 番 地の1	泉の郷訪問看 護ステーショ ン	(新)泉区上飯田 町 2,079 番地 の1
				(旧)泉区上飯田 町 2,083 番地 の1

5 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和2年 5月1日	有限会社ア サヒ工芸	磯子区栗木 三丁目9番 17号	(新)デイサービ スひまわり	保土ヶ谷区星 川二丁目8番 31号
			(旧)デイケアひ まわり	

横浜市告示第 558 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年4月30日	株式会社ケアホテルマネジメント	東京都品川区東品川2丁目2番4号	ホームヘルプ・メルシー東戸塚	戸塚区品濃町509番地の2

2 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年4月30日	セントケア神奈川株式会社	中区太田町4丁目55番地	セントケア港北	港北区北新横浜一丁目2番地の5

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年4月30日	株式会社ひかり	神奈川区菅田町433番地の2	ファーマシーフォレストたまプラーザ店	青葉区美しが丘二丁目20番地の19

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和2年5月31日	有限会社孫の手	金沢区町屋町19番4号	有限会社孫の手	金沢区町屋町19番4号
同	一般社団法人横浜市泉区医師会	泉区中田北一丁目9番8号	横浜市泉区医師会訪問看護ステーション	泉区中田北一丁目9番8号

5 介護予防事業者（介護予防訪問入浴介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年	セントケア	中区太田町	セントケア港北	港北区北新横

4 月 30 日	神 奈 川 株 式 会 社	4 丁 目 55 番 地	北	浜 一 丁 目 2 番 地 の 5
----------	------------------	-----------------	---	----------------------

6 介 護 予 防 事 業 者 (介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導)

廃 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
令 和 2 年 4 月 30 日	株 式 会 社 ひ か り	神 奈 川 区 菅 田 町 433 番 地 の 2	フ ェ ー マ シ ー フ ォ レ ス ト た ま プ ラ ー ザ 店	青 葉 区 美 し が 丘 二 丁 目 20 番 地 の 19

横浜市告示第 559 号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（通所介護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年6月1日	株式会社シルバーメデイカルサービス	港北区新横浜三丁目8番地の8	寿デイサービスセンター矢向	鶴見区矢向六丁目10番5号

2 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和2年6月1日	株式会社シルバーメデイカルサービス	港北区新横浜三丁目8番地の8	寿デイサービスセンター矢向	鶴見区矢向六丁目10番5号

横浜市告示第560号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年7月1日	つながるクリニック	港南区野庭町665番地	病院又は診療所
令和2年6月1日	ドラッグセイムス 蒔田駅前薬局	南区宮元町3丁目55番地	薬局
同	さくら薬局戸塚店	戸塚区上倉田町1,921番地	同
同	そうごう薬局 S O C O L A 日吉店	港北区箕輪町二丁目7番42号	同
同	みんなの訪問薬局	港南区下永谷三丁目4番6号	同
令和2年7月1日	クオール薬局たちばな台店	青葉区たちばな台二丁目7番地の8	同
同	調剤薬局 マツモトキョシ本郷台駅前店	栄区小菅ケ谷一丁目5番1号	同
同	まめの木薬局	戸塚区戸塚町157番地の15	同
同	ファーマライズ薬局常盤台店	神奈川区羽沢南一丁目45番2号	同
同	アプリ薬局中川店	都筑区中川一丁目21番3号	同
同	セントラル薬局 横浜仲町台	都筑区仲町台五丁目5番1号	同
同	たんぼぼ薬局	瀬谷区三ツ境21番地	同

横浜市告示第 561 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

変更年月日		医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 5月22日	旧	日吉慶友クリニック	港北区日吉五丁目 5番17号	病院又は診療所
	新	やまと診療所日吉	港北区箕輪町二丁目 17番19号	同

横浜市告示第 562 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 4月30日	ファーマシーフ オレストたまプ ラーザ店	青葉区美しが丘二丁 目20番地の19	薬局
同	ゆうきや薬局	金沢区六浦東一丁目 20番20号	同
令和2年 5月31日	フィリア薬局仲 町台店	都筑区仲町台五丁目 5番1号	同

公告

横浜市公告第 376 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地		定款に記載された目的
令和2年 6月24日	特定非営利活動法人国際舞台芸術交流センター	新井ひろみ	変更前	東京都渋谷区恵比寿南3丁目1番2号	本センターは、舞台芸術に関する基礎データを整え、芸術関係の情報および人的ネットワークの構築を図り、また世界各地の独特な芸術を国内外に紹介して芸術表現の創出・拡大に努め、舞台芸術を主軸として国際的交流と地域の活性化を促進することにより、広く芸術・文化の振興とそのため活動を支援し、もって社会全体の利益の増進に寄与
			変更後	中区本町6丁目50番地の1	

					することを目的とする。
令和2年 6月30日	変更前	特定非営 利活動法 人若葉台	白 岩 正 明	旭区若葉台 二丁目9番 804号	この法人は、 若葉台地区及 び周辺住民に 対して、居場 所づくり、障 害者支援、青 少年育成、子 育て支援、空 き店舗、空き 教室の活用、 同様の目的を 持つ団体の支 援・意見交換 等に関する事 業を行い、誰 もがこの街に 永く住み続け たいと思える ような、良好 で活力あるま ちづくりに寄 与することを 目的とする。
	変更後	認定N P O 法人若 葉台			

横浜市公告第 377 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗の名称及び所在地	ユーコープ神大寺店 神奈川区神大寺二丁目41番1号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	北 村 三 雄 神奈川区神大寺二丁目37番5号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	生活協同組合ユーコープ 代表理事 當 具 伸 一 中区桜木町1丁目1番地の8
大規模小売店舗の新設をする日	令和3年3月30日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,259 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 20台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 66台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 26 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 11 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口2か所、出口2か所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

令和2年6月19日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

神奈川区広台太田町3番地の8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 378 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年7月15日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブランチ横浜南部市場・横浜南部市場 食の専門店街
金沢区鳥浜町1番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社
代表取締役 森 田 俊 作
大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
ほか1者

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作 大阪市中央区農人橋2丁目1番36号 ほか1者	大和リース株式会社 代表取締役 森 田 俊 作 大阪市中央区農人橋2丁目1番36号 ほか1者（変更箇所は届出書記載のとおり）

(4) 変更の年月日

令和2年6月1日

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のため

2 届出年月日

令和2年6月15日

3 縦覧場所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 379 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツーひなた山店
 泉区和泉町 7,315 番地の8

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケーヨー
 代表取締役社長 醍 醐 茂 夫
 千葉県若葉区みつわ台1丁目28番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーヨー 代表取締役社長 林 武 夫 千葉県若葉区みつわ台1丁目28番1号	株式会社ケーヨー 代表取締役社長 醍 醐 茂 夫 千葉県若葉区みつわ台1丁目28番1号

(4) 変更の年月日

平成20年5月22日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年6月25日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
 横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 380 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年7月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ブランチ横浜南部市場・横浜南部市場 食の専門店街
 金沢区鳥浜町1番地の1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 大和リース株式会社
 代表取締役 森 田 俊 作
 大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
 ほか1者
- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前5時 閉店時刻 午後10時 ほか	開店時刻 午前5時 閉店時刻 午後10時 ほか（変更箇所は届出書記載のとおり）
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前4時30分から午後10時30分まで ほか	24時間 ほか

- (4) 変更する年月日
 令和2年6月17日
- (5) 変更する理由
 営業時間変更のため

2 届出年月日

令和2年6月16日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 381 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 平 安 町 2 丁 目 29 番 の 4 、 29 番 の 5 、 29 番 の 6 、 朝 日 町 2
丁 目 102 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ
ロ エ チ レ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 シ ア ン 化
合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の
化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 382 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
平 成 31 年 3 月 26 日	10380	生 駒 造 園 土 木 株 式 会 社	(新) 生 駒 武 則	戸 塚 区 小 雀 町 1,956 番 地 の 1
			(旧) 生 駒 隆 一	

横浜市公告第 383 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年7月15日

契約事務受任者

横浜市建築局長 黒田 浩

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
瀬谷区上瀬谷町46番地の4外	雑種地	1,996.29

(3) 最低貸付価格 (月額)

698,701 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

瀬谷区上瀬谷町46番地土地公募貸付実施要領による。

(5) 貸付期間

1年間 (自動更新1回 (1年) まで可)

(6) 入札に付す条件

瀬谷区上瀬谷町46番地土地公募貸付実施要領による。

2 瀬谷区上瀬谷町46番地土地公募貸付実施要領の交付

(1) 交付期間

令和2年7月15日から令和2年7月29日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所24階
横浜市建築局住宅部市営住宅課
電話 045(671)2942

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 契約条項に違反し、この事実があった後2年を経過しない者

(3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後2年を経過しない者

(4) 横浜市暴力団排除条例 (平成23年12月横浜市条例第51号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第

7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員
- (7) その他、借受人として適さないと判断される者

4 入札参加の手續

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各1部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。

(1) 必要書類

瀬谷区上瀬谷町46番地土地公募貸付実施要領による。

(2) 受付期間

第2項第1号に同じ。

(3) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所24階
横浜市建築局住宅部市営住宅課
電話 045(671)2942

5 入札及び開札の日時及び場所

令和2年8月7日午後2時

中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所24階24N2共用会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札

- (2) 瀬谷区上瀬谷町46番地土地公募貸付実施要領における入札実施要領第7条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

9 その他

詳細は瀬谷区上瀬谷町46番地土地公募貸付実施要領による。

横 浜 市 公 告 第 384 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、松風台地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同
法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72
条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧
期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出な
ければならない。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間
令 和 2 年 7 月 15 日 から 令 和 2 年 8 月 14 日 まで
- 2 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 から 午 後 5 時 まで
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 2 年 8 月 26 日 午 後 2 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
青 葉 区 市 ケ 尾 町 31 番 地 の 4
横 浜 市 青 葉 区 役 所 4 階 406 会 議 室

横 浜 市 公 告 第 385 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 7 月 10 日 第 31 開 702 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 小 西 英 輔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
保 土 ヶ 谷 区 峰 岡 町 1 丁 目 101 番 の 20 及 び 101 番 21 の 各 一 部 、 10
1 番 の 28 、 101 番 の 30 並 び に 101 番 の 31

横 浜 市 公 告 第 386 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 元 年 11 月 6 日 第 31 開 1607 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 大 和 市 大 和 東 3 丁 目 3 番 13 号
 株 式 会 社 マ ー ケ ッ ト ト ラ ス ト
 代 表 取 締 役 狩 野 富
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 泉 区 岡 津 町 2,645 番 の 1 及 び 2,646 番 の 1 の 各 一 部 、 2,646 番
 の 2 か ら 2,646 番 の 7 ま で 並 び に 2,647 番 の 1 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 387 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 12 月 19 日 第 31 開 1811 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 東 山 田 町 1,440 番 地
出 川 春 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 東 山 田 町 1,439 番 の 2 、 1,439 番 の 3 、 1,440 番 の 1 、
1,441 番 の イ 、 1,441 番 の ロ 、 1,442 番 、 1,443 番 の 1 、 1,444
番 の 1 、 1,445 番 の 1 、 1,445 番 の 3 、 1,446 番 の 1 、 1,446 番
の 2 、 1,447 番 の 1 及 び 1,447 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 388 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 1 月 23 日 第 31 開 1813 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 2 丁 目 4 番 1 号
株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス ・ デ ィ ベ ロ ッ プ メ ン ト
代 表 取 締 役 福 岡 良 介
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 池 辺 町 3,750 番 の 1 及 び 3,750 番 の 18 から 3,750 番 の 29
ま で

横 浜 市 公 告 第 389 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 1 月 29 日 第 31 開 1812 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 仲 町 台 一 丁 目 27 番 2 号
株 式 会 社 フ ロ ン テ ィ ア ホ ー ム
代 表 取 締 役 鈴 木 秀 典
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 早 渕 三 丁 目 4,816 番 の 1 及 び 4,816 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 390 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 1 月 31 日 第 31 開 1613 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1,828 番 地
株 式 会 社 よ こ は ま 住 生 活
代 表 取 締 役 伊 藤 寿
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 中 央 北 六 丁 目 5,377 番 の 1 、 5,377 番 の 7 の 一 部 、 5,
377 番 の 15 、 5,377 番 の 20 及 び 5,377 番 の 22

横 浜 市 公 告 第 391 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 6 日 第 31 開 1213 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
堺 市 中 区 深 阪 1 丁 2 番 2 号
く ら 寿 司 株 式 会 社
代 表 取 締 役 田 中 邦 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 長 津 田 み な み 台 一 丁 目 39 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 392 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 19 日 第 31 開 1120 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 大 倉 山 二 丁 目 22 番 36 号
加 藤 武 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 大 倉 山 二 丁 目 1,723 番 の 1 及 び 1,723 番 の 4

横 浜 市 公 告 第 393 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 5 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 7 月 6 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
15.13 m
- 5 指 定 の 場 所
南 区 井 戸 ケ 谷 中 町 16 番 の 20 及 び 16 番 の 26
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ラ イ ズ ウ ェ ル
代 表 取 締 役 渡 邊 裕

横 浜 市 公 告 第 394 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 5 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 7 月 2 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
16.31 m
- 5 指 定 の 場 所
南 区 永 田 台 714 番 の 450 及 び 714 番 の 456
- 6 申 請 者 の 氏 名
五 興 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 野 口 誠 治

横 浜 市 公 告 第 395 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 7 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 6 月 29 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
16.29 m
- 5 指 定 の 場 所
保 土 ヶ 谷 区 保 土 ヶ 谷 町 2 丁 目 133 番 の 3
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 レ イ ナ ハ ウ ス
代 表 取 締 役 松 本 茂 人

横 浜 市 公 告 第 396 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 17 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 7 月 6 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
20.15 m
- 5 指 定 の 場 所
青 葉 区 市 ヶ 尾 町 1,765 番 の 5 の 一 部 、 1,765 番 の 8 及 び 1,767 番 の 2 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 レ イ ナ ハ ウ ス
代 表 取 締 役 松 本 茂 人

横 浜 市 公 告 第 397 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 2 年 6 月 29 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

10.28 m

4 廃 止 の 場 所

神 奈 川 区 白 楽 100 番 の 146 並 び に 100 番 の 145 及 び 100 番 の 14

7 の 各 一 部

5 申 請 者 の 氏 名

横 山 は ま ゑ

横 浜 市 公 告 第 398 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 6 月 25 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
13.45 m
- 4 廃 止 の 場 所
南 区 清 水 ケ 丘 199 番 の 2 及 び 199 番 の 3 の 各 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
兼 清 信 子

横 浜 市 公 告 第 399 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 111 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 7 月 1 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
8.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
88.60 m
- 5 廃 止 の 場 所
南 区 六 ツ 川 三 丁 目 112 番 の 1 地 先 か ら 114 番 の 4 地 先 ま で

区告示

港南区告示第6号（令和2年7月2日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、金井町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月2日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	金 田 幸 喜 港南区日野南一丁目 2番9号	黒 澤 徹 港南区日野南一丁目 27番7号

旭区告示第2号（令和2年7月3日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘中央会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	畑 中 勝 則 旭区善部町7番地の 13	地 藏 朋 子 旭区南希望が丘64番 地

旭区告示第3号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	新藤潤一 旭区善部町15番地の 11	遠藤順子 旭区善部町145番地

旭区告示第4号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	遠藤 順子 旭区善部町 145 番地	新貝 譲 旭区善部町 15 番地の 33

旭区告示第5号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	新 貝 讓 旭区善部町15番地の 33	中 山 喜 己 雄 旭区善部町24番地の 2

旭区告示第6号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中山喜己雄 旭区善部町24番地の 2	岩松和美 旭区善部町68番地の 30

旭区告示第7号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岩松和美 旭区善部町68番地の 30	松田有記憲 旭区善部町64番地の 7

旭区告示第8号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、善部むつみ会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松田有記 旭区善部町64番地の 7	山本栄顕 旭区善部町25番地の 14

旭区告示第9号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘三一会自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小 森 始 旭区南希望が丘95番 地の14	大久保 史子 旭区南希望が丘 101 番地の10

旭区告示第10号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘山王塚自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市旭区長 下田 康 晴

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山本浩崇 旭区南希望が丘139 番地の57	山本元雄 旭区南希望が丘121 番地の8

泉区告示第10号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、双葉自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	岸 朋子 泉区中田西二丁目29 番12号	上 田 豊 泉区中田西二丁目29 番11号

泉区告示第11号（令和2年7月3日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、陣屋自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月3日

横浜市泉区長 深川 敦子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小長井 聡 司 泉区和泉が丘三丁目 18番38号	西河 七 吉 泉区和泉町 2,253 番 地の10

戸塚区告示第15号（令和2年7月6日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、柏尾富士見台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年7月6日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	池原 昌平 戸塚区柏尾町 1,421 番地の19	秋山 重司郎 戸塚区舞岡町 3,587 番地の32

港 北 区 告 示 第 2 号

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 菊 名 南 町 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 港 北 区 長 栗 田 る み

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	清 水 康 二 港 北 区 菊 名 三 丁 目 10 番 13 号	葉 山 怜 港 北 区 菊 名 二 丁 目 11 番 6 号

区 公 告

都 筑 区 公 告 第 37 号 （ 令 和 2 年 7 月 3 日 掲 示 済 ）

徴 税 吏 員 証 及 び 市 税 犯 則 事 件 調 査 吏 員 証 の 無 効

次 の 徴 税 吏 員 証 及 び 市 税 犯 則 事 件 調 査 吏 員 証 は 、 紛 失 し た 旨 の 届 出 が あ っ た の で 、 紛 失 し た 日 か ら 無 効 と す る 。

令 和 2 年 7 月 3 日

横 浜 市 都 筑 区 長 中 野 創

証 書 の 種 類	証 票 番 号	所 属	氏 名	紛 失 年 月 日
徴 税 吏 員 証	第 63 号	都 筑 区 総 務 部 税 務 課	事 務 職 員 土 生 雅 人	令 和 2 年 6 月 8 日
市 税 犯 則 事 件 調 査 吏 員 証	第 63 号			

交通局

横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和2年7月15日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

交通局規程第13号

横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程
横浜市交通局会計規程（平成26年3月交通局規程第1号）の一部
を次のように改正する。
第22号様式の3を次のように改める。

第22号様式の3(第51条第3項) 口座振込依頼書

取組指定日 年 月 日 公金

振込先	銀行 支店		住所	〒 ー									
	預金種目	1. 普通預金 2. 当座預金		口座番号									
	振込金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>		十	百	千	円					債権者	役職
	十	百		千	円								
フリガナ			代表者	氏名									
口座名義人	おなまえ(漢字)		請求内容										
振込依頼人	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 ヨコハマシロウツウキョク 横浜市交通局金銭企業出納員												

(出納取扱金融機関保管)

モード種類			
複合	振替	出納金庫	出納連携

(B6)

第22号様式の5を次のように改める。

第22号様式の5(第51条第4項)

郵便はがき

口座振替払通知書

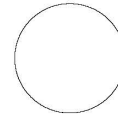
振込先	銀行					支店
種類	1 普通預金		口座番号			
	2 当座預金					
金額	十億		百万		千	円
請求書内訳						

上記の金額をご依頼のとおり振込手続きいたしました。

横浜市交通局金銭企業出納員

振込手続日 年 月 日

—



様

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市交通局経営管理課

電話(000)―000―0000

(A6)

附 則

(施行 期 日)

- 1 この規程は、令和2年7月15日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の横浜市交通局会計規程第22号様式の3及び第22号様式の5により作成されている様式書類は、なお当分の間、使用することができる。

教 育 委 員 会

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月6日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第14号（令和2年7月6日揭示済）

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更することができる。

第36条の3に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を短縮し、若しくは変更し、又は別に休業日を設けることができる。

第48条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項において準用する第4条第1項及び第1項ただし書の規定にかかわらず、教育上特に必要があるときは、教育長は、同項において準用する第4条第1項第3号から第6号までに規定する休業日の期間を変更し、又は別に休業日を設けることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会告示第16号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和2年7月15日



横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立能見台小学校校長印	令和2年7月15日	 (方21ミリメートル)
横浜市立汐見台中学校校長印	令和2年7月15日	 (方21ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立能見台小学校校長印	令和2年7月15日	 (方21ミリメートル)
横浜市立汐見台中学校校長印	令和2年7月15日	 (方21ミリメートル)

横浜市教育委員会公告第19号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和2年6月26日懲戒処分に付した。

令和2年7月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立梅林小学校	教諭	佐久間 研 吾	停職6箇月

市会

令和2年第2回市会定例会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 6月23日 午後2時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

6月23日から7月7日までの15日間と決定

- 市報第 2 号 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告
- 市報第 3 号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
- 市報第 4 号 変更契約の締結についての専決処分報告
- 市報第 5 号 横浜市行政不服審査条例の一部改正についての専決処分報告
- 市報第 6 号 横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告
- 市報第 7 号 横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告
- 市報第 8 号 令和元年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告
- 市報第 9 号 令和元年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告
- 市報第 10 号 令和元年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

以上9件報告

- 市第 6 号議案 横浜市市税条例の一部改正
- 市第 7 号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正
- 市第 8 号議案 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正
- 市第 9 号議案 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正
- 市第 10 号議案 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運

		営の基準に関する条例の一部改正
市第11号議案		横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
市第12号議案		横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正
市第13号議案		旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例の一部改正
水第1号議案		横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正
交第1号議案		横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正
病第1号議案		横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
市第14号議案		保土ヶ谷区における住居表示の実施区域及び方法
市第15号議案		保土ヶ谷区における町区域の設定及び変更並びに町区域の設定に係る字区域の廃止
市第16号議案		瀬谷区における町区域の変更
市第17号議案		羽沢第335号線等市道路線の認定及び廃止
市第18号議案		本郷地区センター及び本郷台駅前地域ケアプラザ（仮称）用建物の取得
市第19号議案		公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額の決定
市第20号議案		首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意
市第21号議案		新本牧ふ頭建設工事（その10・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約の締結
市第22号議案		消防艇建造請負契約の締結
市第23号議案		横浜駅中央西口駅前広場整備工事（その2）委託契約の締結
市第24号議案		みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更
市第25号議案		令和2年度横浜市一般会計補正予算（第2号）

以上23件関係常任委員会に付託

4 散会時刻 午後5時55分

令 和 2 年 第 2 回 市 会 定 例 会 会 議 事 項 (第 2 日)

- 1 開 議 日 時 6 月 23 日 午 前 10 時 00 分
- 2 出 席 議 員 86 人
- 3 会 議 の て ん 末 次 の と お り

一 般 質 問

草 間 剛 君 、 山 浦 英 太 君 、 行 田 朝 仁 君 、 北 谷 ま り 君 、
福 地 茂 君 、 磯 部 圭 太 君 、 長 谷 川 え つ こ 君

- 4 散 会 時 刻 午 後 4 時 54 分

令和2年第2回市会定例会会議事項（第3日）

- | | | | |
|---------|---|-------|---------|
| 1 | 開議日時 | 7月7日 | 午後2時00分 |
| 2 | 出席議員 | 86人 | |
| 3 | 会議のてん末 | 次のとおり | |
| 市第11号議案 | 横浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 | | |
| 水第1号議案 | 横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正 | | |
| 交第1号議案 | 横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部改正 | | |
| 病第1号議案 | 横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 | | |
| 市第24号議案 | みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更 | | |
| 市第13号議案 | 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例の一部改正 | | |
| 市第20号議案 | 首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意 | | |
| 市第21号議案 | 新本牧ふ頭建設工事（その10・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約の締結 | | |
| 市第23号議案 | 横浜駅中央西口駅前広場整備工事（その2）委託契約の締結 | | |
| 市第6号議案 | 横浜市市税条例の一部改正 | | |
| 市第7号議案 | 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正 | | |
| 市第8号議案 | 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正 | | |
| 市第9号議案 | 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正 | | |
| 市第10号議案 | 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正 | | |
| 市第12号議案 | 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正 | | |
| 市第14号議案 | 保土ヶ谷区における住居表示の実施区域及び方法 | | |

- 市 第 15 号 議 案 保 土 ヶ 谷 区 に お け る 町 区 域 の 設 定 及 び 変 更 並
び に 町 区 域 の 設 定 に 係 る 字 区 域 の 廃 止
- 市 第 16 号 議 案 瀬 谷 区 に お け る 町 区 域 の 変 更
- 市 第 17 号 議 案 羽 沢 第 335 号 線 等 市 道 路 線 の 認 定 及 び 廃 止
- 市 第 18 号 議 案 本 郷 地 区 セ ン タ ー 及 び 本 郷 台 駅 前 地 域 ケ ア プ
ラ ザ (仮 称) 用 建 物 の 取 得
- 市 第 19 号 議 案 公 共 下 水 道 の 管 理 か し に よ る 事 故 に つ い て の
損 害 賠 償 額 の 決 定
- 市 第 22 号 議 案 消 防 艇 建 造 請 負 契 約 の 締 結
- 市 第 25 号 議 案 令 和 2 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号
)

以 上 23 件 (付 託 分) 委 員 会 報 告 ど お り 原 案 可 決

- 請 願 第 26 号 カ ジ ノ I R 事 業 計 画 の 見 直 し と カ ジ ノ 誘 致 関
連 事 業 予 算 の 組 み か え 等 に つ い て
- 請 願 第 30 号 I R カ ジ ノ 誘 致 事 業 の 中 止 等 に つ い て
- 請 願 第 20 号 I R ギ ャ ン ブ ル 施 設 の 設 置 の 撤 回 を 求 め る 決
議 に つ い て
- 令 和 元 年 度
- 請 願 第 35 号 種 苗 法 改 正 の 中 止 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 方 に
つ い て
- 請 願 第 2 号 予 算 の 組 み か え 等 に よ る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
感 染 症 対 策 の 実 施 に つ い て
- 請 願 第 17 号 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 影 響 に 苦 し む 子 ど も た
ち の 支 援 に つ い て
- 請 願 第 29 号 横 浜 市 立 小 学 校 等 に お け る 教 員 等 の 増 員 に つ
い て
- 請 願 第 32 号 横 浜 市 立 小 学 校 等 に お け る 教 員 等 の 増 員 に つ
い て
- 請 願 第 33 号 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 か ら 医 療 ・
介 護 労 働 者 の 雇 用 と 生 活 を 守 る た め の 財 政 支
援 の 強 化 等 に つ い て
- 請 願 第 16 号 医 療 機 関 及 び 介 護 ・ 福 祉 事 業 所 が 支 払 う 水 道
料 金 の 減 額 ・ 免 除 に つ い て
- 請 願 第 27 号 上 郷 開 発 事 業 の 適 正 な 開 発 許 可 審 査 に つ い て
- 請 願 第 31 号 水 道 料 金 の 値 上 げ 凍 結 と 再 検 討 に つ い て
- 請 願 第 24 号 商 店 会 へ 加 盟 し て い な い 店 舗 へ の 一 時 金 の 交
付 に つ い て
- 請 願 第 13 号 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 拡 大 に 伴 う 水 道 料
金 の 減 額 に つ い て

- 請 願 第 18 号 旧市庁舎売却計画の中止について
 請 願 第 3 号 新型コロナウイルス感染症対策強化に向けた
 市会と行政による合同対策会議の開催について
 請 願 第 9 号 市長の働き方について
 請 願 第 19 号 PCRドライブスルー検査の改善等について
 請 願 第 22 号 内部告発に関する当局への指導について
 請 願 第 6 号 市長の多選自粛を求める議会の指導について
 請 願 第 21 号 新型コロナウイルス感染症の検査に関する電
 話相談の対応等について
 請 願 第 25 号 ヨコハマトリエンナーレ 2020 の中止又は延期
 について

以上 22 件（付託分）委員会報告どおり不採択

- 請 願 第 28 号 教育予算の拡充等を求める意見書の提出方につ
 いて

以上（付託分）委員会報告どおり採択

- 議 第 4 号 議 案 性犯罪・性暴力対策の強化を求める意見書の
 提出
 議 第 5 号 議 案 教育予算の拡充等に関する意見書の提出

以上 2 件委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 市 第 26 号 議 案 横浜市中心農業委員会委員及び横浜市南西部
 農業委員会委員の任命

以上委員会付託を省略、即決にて同意

- 横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 4 人 の 選 挙
 以上投票により選挙（当選人氏名 別紙 1）

- 横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 補 充 員 4 人 の 選 挙
 以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙 2）

閉 会 中 継 続 審 査
 委員会所管事務 22 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉 会 時 刻 午後 3 時 52 分

別紙1

横浜市選挙管理委員会委員名簿

横浜市選挙管理委員会委員

川 口 正 壽

昭和18年3月22日生

横浜市瀬谷区本郷二丁目26番地の2

自由民主党

菅 野 義 矩

昭和22年7月12日生

横浜市青葉区荏田町246番地1

立憲民主党

ダイアパレスあざみ野C-206

齊 藤 雅 英

昭和27年10月29日生

横浜市鶴見区東寺尾六丁目5番22号

公 明 党

田 中 忠 昭

昭和19年3月8日生

横浜市保土ヶ谷区西谷町934番地

無 所 属

別紙2

横浜市選挙管理委員会委員補充員名簿

同補充員

第1番	山田 一海 横浜市鶴見区北寺尾七丁目2番1号	昭和21年2月14日生 自由民主党
第2番	川口 珠江 横浜市港北区日吉本町一丁目36番9号	昭和22年12月13日生 立憲民主党
第3番	中野 弘道 横浜市南区永田東一丁目7番28号	昭和18年3月20日生 公明党
第4番	畑野 鎮雄 横浜市港北区大倉山一丁目6番7号	昭和21年12月3日生 無所属

職 員 共 済 組 合

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 8 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 の 招 集

令 和 2 年 7 月 28 日 (火) 午 前 10 時、次 の 案 件 を 付 議 す る た め、横 浜 市
職 員 共 済 組 合 組 合 会 を 招 集 す る。

令 和 2 年 7 月 15 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合

理 事 長 平 原 敏 英

- 1 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 監 事 の 補 欠 選 挙
- 2 令 和 元 年 度 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 事 業 状 況 報 告 及 び 決 算

そ の 他

会 会 第 468 号
令 和 2 年 7 月 15 日

区 局 長 各 位

副 市 長

横 浜 市 予 算 、 決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 の 解 釈 と 運 用 に つ い
て の 一 部 改 正 に つ い て (依 命 通 達)

横 浜 市 予 算 、 決 算 及 び 金 銭 会 計 規 則 の 解 釈 と 運 用 に つ い て (昭 和
39 年 7 月 25 日 総 総 第 213 号 助 役 依 命 通 達) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正
し 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

第 2 の 13 (3) カ (イ) 中 「 療 養 給 付 費 差 額 、 療 養 費 、 特 別 療 養 費 、 移 送
費 、 特 例 療 養 費 、 高 額 療 養 費 、 出 産 育 児 一 時 金 、 葬 祭 費 、 障 害 児 育
児 手 当 金 、 結 核 ・ 精 神 医 療 附 加 金 、 小 児 医 療 附 加 金 及 び 標 準 負 担 額
(差 額) 」 を 「 費 用 」 に 改 め る 。

第 4 の 10 (2) 中 「 第 59 号 」 を 「 第 60 号 」 に 改 め る 。